# ダイキ飯山店・サンクス飯山町川原店

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年5月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

#### 1 届出の概要

田山沙城安		
届出者の氏名又は	ダイキ株式会社	
名称及び住所	愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	
	株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国	
	高松市花園町1丁目2番11号	
大規模小売店舗の	ダイキ飯山店・サンクス飯山町川原店	
名称及び所在地	丸亀市飯山町川原北土居49番1ほか	
変更しようとする	1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	
事項	変更前 2,990 m <sup>2</sup>	
	変更後 3,103 m <sup>2</sup>	
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並	
	びに法人にあっては代表者の氏名	
	変更前 ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	
	代表取締役 佐藤一郎	
	変更後 ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	
	代表取締役 佐藤一郎	
	株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国 高松市	
	花園町1丁目2番11号	
	代表取締役 真鍋洋子	
	3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	
	(1) 駐車場の位置及び収容台数	
	変更前 位置 別図のとおり	
	収容台数 83台	
	変更後 位置 別図のとおり	
	収容台数 90台	
	(2) 駐輪場の位置及び収容台数	
	変更前 位置 別図のとおり	
	収容台数 20台	
	変更後 位置 別図のとおり	
	収容台数 25台 (3)荷さばき施設の位置及び面積	
	変更前   位置 別図のとおり   面積 66㎡	
	変更後 位置 別図のとおり	
	変更前 位置 別図のとおり	
	変更後 位置 別図のとおり	
	4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	
	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	
	変更前 ダイキ株式会社	
ı		

#### ダイキ飯山店・サンクス飯山町川原店

		開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時
	変更後	ダイキ株式会社
		開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時
		株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国
		開店時刻 午前0時 閉店時刻 午後12時
	(2) 来客が駐	車場を利用することができる時間帯
	変更前	午前9時15分から午後8時15分まで
	変更後	2 4 時間
	(3) 荷さばき	施設において荷さばきを行うことができる時間帯
	変更前	午前6時から午後8時まで
	変更後	午前6時から午後8時まで(一部 24時間)
	※なお、「別図	」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に
	供する。	
変更年月日	平成24年1月	2 1 日

### 2 届出年月日 平成23年5月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成23年5月27日(金曜日)から同年9月27日(火曜日)まで

## 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内(平成23年9月27日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀 市産業文化部産業振興において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ